

令和8年度おおいたクリエイティブ活用促進事業委託業務
審査基準

評価項目	評価基準	配点	
1. 実現性	・企画提案内容が現実的で、実施可能なものか。		／10
2. 事業内容	・参加者を確保するための具体的な方策が企画内容に盛り込まれているか。		／10
	(支援機関向けセミナー) ・支援機関のクリエイティブの活用に対する意識改革に向けた効果的な内容となっているか。		／10
	(ワークショップ) ・企業課題が深掘りでき、クリエイティブ活用への気づきへ繋げるための内容となっているか。	6段階で評価 5点:配点×1.0 4点:配点×0.8 3点:配点×0.6 2点:配点×0.4 1点:配点×0.2 0点:配点×0.0	／25
	(マッチングイベント) ・参加企業1社につき県内クリエイティブ人材3者以上とのマッチングを図り、事業化へ繋げるための内容となっているか。		／25
	(周知イベント) ・企業のクリエイティブ活用の気づきの周知や、自社にマッチしたクリエイティブ人材と交流できる内容となっているか。		／10
3. 実施主体	・本事業を通じて協働することとなった(又は協働を目指す)クリエイティブ人材及び企業等からの相談に応じ、適切な助言等を行うことができる体制となっているか。		／5
	・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか		／5
計			／100